

令和5年度輸送の安全に関する公表（情報公開）

東邦交通株式会社は、令和5年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり輸送の安全に関する公表を行っております。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針「安全方針」
 - 1) 安全はすべてに優先
私たちは、安全な運行・車両を提供するとともに、お客様の安全を最優先に行動することにより、一致団結して輸送の安全を確保します。
 - 2) 法令や規則を遵守
私たちは、輸送の安全に関する法令や規則を遵守し、常に輸送の安全に関する状況を確認、交通秩序を乱さずに忠実に職務を遂行します。
 - 3) 安全の継続的改善
私たちは、常に輸送の安全の確保に向けた問題意識を持ち安全対策の継続的改善に努めます。

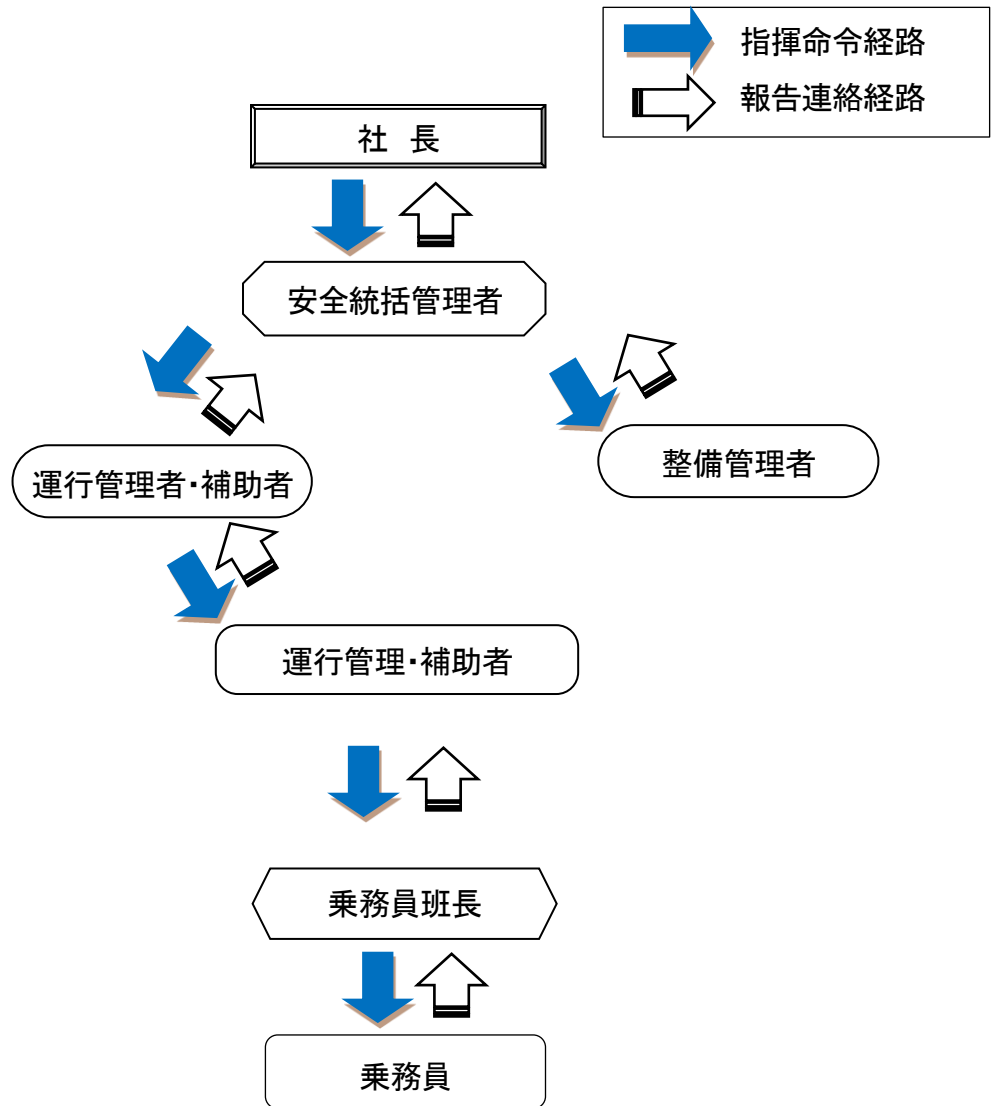
安全宣言

- (1) 安全運転は最大の顧客満足
- (2) 安全確認と法令遵守は仕事の基本
- (3) 安全対策の継続的改善

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数及び類型別の事故件数)

	重大事故		有責事故		無責事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
平成27年度	0件	0件	45件	46件	—	49件
平成28年度	0件	0件	40件	63件	—	45件
平成29年度	0件	0件	40件	59件	—	34件
平成30年度	0件	0件	40件	44件	—	27件
令和01年度	0件	0件	40件	40件	—	30件
令和02年度	0件	0件	36件	37件	—	15件
令和03年度	0件	1件	32件	40件	—	17件
令和04年度	0件	0件	32件	28件	—	13件
令和05年度	0件	0件	25件			

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令経路



5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、輸送の安全を確保する上で必要な次に掲げる事項に関し、関係法令及び安全を管理する規程に定められた事項を遵守すること。
 - ①輸送に従事する社員の確保
 - ②輸送施設の確保及び作業環境の整備
 - ③安全な輸送サービスの実施及びその監視
 - ④事故・災害等への対応
 - ⑤事故等の再発防止措置及び予防措置
- (2) 輸送の安全に関する費用の支出及び投資を積極的かつ効率的に行う。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、情報を共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを適確に実施する。
- (6) 当社グループ会社（東邦モータース・東邦エルムサポート・TOHO 保険サービス）と相互に協力し、連携して輸送の安全性の向上に努める。

具体的な取り組み事項

- (1) 心と身体の健康は安全の基本
(健康診断管理。二次検診の完全実施)
- (2) 行動前の「止まって・待って・見る」
 - ・発進の前に一呼吸、後退の前の一呼吸。
 - ・後退時は必ず目視での安全確認を徹底。
 - ・交差点での危険予測を徹底。
 - ・二輪車、歩行者、交通弱者への思いやり運行。
- (3) ドライブレコーダーの有効活用
 - ・点呼時に映像での注意喚起及び心得
(事故映像、接客映像、交通違反映像、ヒヤリハット映像等)
- (4) 感染症予防対策の継続
 - ・車内換気、アルコール消毒の徹底

6. 輸送の安全に関する計画

乗務員研修の年間計画を作成し、初任乗務員研修、適齢乗務員研修、現認乗務員研修を行い、輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。

- (1) 心身に関わる健康管理（健康診断・再検査・ストレスチェック）
- (2) 乗務員教育
乗務員教育の年間計画を作成し、初任、適齢、現任乗務員に対する関係法令の遵守、「**交差点での事故防止教育**」の小集団教育を実施して輸送の安全確保に向けた意識の向上を図ります。
- (3) 通安全運動等期間中は、事故防止運動を実施します。
 - ・春の全国交通安全運動
 - ・夏の事故防止運動
 - ・秋の全国交通安全運動
 - ・年末年始の自動車輸送安全総点検
- (4) 輸送の安全に関する内部監査を年間に1回以上実施し、是正・予防措置を講ずるとともに、継続的改善に努めていきます。

7. 事故・災害等に関する報告連絡体制

【別紙】

令和5年6月 現在

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 輸送の安全に関する教育（班長会議）・・・・・・・・・・毎月1回開催
- (2) 乗務員教育、研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・四半期毎1回開催
- (3) 事故惹起者に対する指導・・・・・・・・・・・・・・・・事故発生直後

9. 輸送の安全に関する内部監査結果及びこれを踏まえた措置内容

運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、輸送の安全に関する内部監査を年1回実施しています。

【令和5年の実施概要】

実施期間：令和5年5月

監査対象：代表取締役社長、安全統括管理者

監査結果：事故のドライブレコーダー映像を見せ運転者自身が事故防止の対策をたてることが出来る様にし、安全意識の高揚を図り事故撲滅を推進することとする。

また、事故はドライバー本人の責任ではなく管理者また会社全体の責任がある事を認識し一丸になり事故の撲滅を推進する。

10. 行政処分内容、講じた措置等

当社は、北海道運輸局による、一般乗用旅客自動車運送事業の運営について監査を受けた結果、以下の行政処分を受けました。

この処分を厳粛に受け止め、全社員が初心にもどり、基本から事業の運営体制を整え、運輸安全マネジメントへの取り組みを継続し、輸送の安全確保に努めてまいります。

① 令和2年2月13日に行った監査時

行政処分内容

1 運転者の勤務時間及び乗務時間について、乗務依時間等公示の遵守が不適切であったこと

【未遵守10件 うち1箇月の拘束時間の限度に関する違反1件】

基準日車数使用停止27日車

2 乗務員台帳の記載事項の不備

<警告>

3 整備管理者の選任(変更)の届け出を怠っていた

<警告>

4 運行管理規定の制定項目は不適切であったこと

<警告>

② 平成21年9月1日に行った監査時

行政処分内容 運輸施設の事業のための使用停止125日車

平成21年10月30日

講じた措置

- ・日報、チャート紙の管理を徹底
- ・運行管理窓口の体制改善、乗務員点呼簿管理による時間管理の徹底
- ・高精度のアルコールチェック装置導入と出庫点呼時及び帰庫点呼時の記録
- ・ハイヤー用運転日報の記録事項改善
- ・乗務員台帳の管理充実化
- ・運輸規則の規定に基づく運転者に対して行なう指導及び監督の指針を満たした教育計画の作成と実施
- ・高齢者運転者に対する適性診断の受診記録管理の充実化

事件・事故・災害等に関する
報告連絡体制図

